

令和3年1月20日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願い

九戸村新型インフルエンザ等対策本部
本部長 晴 山 裕 康（公印省略）

1月7日に首都圏の1都3県に緊急事態宣言が発令されたところですが、1月13日に2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県）が、緊急事態宣言の対象区域に追加されました。また、感染が拡大している地域も増加しており、宮城県も含まれました。

改めて、不要不急の帰省や旅行など、緊急事態宣言が発令されている地域との往来は、感染拡大防止の観点から自粛をお願いします。その他の感染が拡大している地域との往来についても、慎重な判断をお願いします。

1 緊急事態宣言が発令された地域

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

2 感染が拡大している地域

(1) 直近1週間の新規患者数（対人口10万人）が15人以上の地域

宮崎県、熊本県、沖縄県、群馬県、茨城県、北海道、長野県、長崎県、奈良県、山梨県、岡山県、佐賀県、広島県、滋賀県、静岡県、宮城県

(2) 不要不急の往来や外出の自粛のお願いを実施している地域

北海道（札幌市、旭川市）、福島県、群馬県、茨城県、三重県、長崎県、熊本県、宮崎県